

保険会社向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

現 行	改 正 後
<p>【本編】</p> <p>Ⅲ 保険監督に係る事務処理上の留意点</p> <p>Ⅲ-1 監督事務の流れ</p> <p>Ⅲ-1-8 法令解釈等の照会を受けた場合の対応</p> <p>（新設）</p>	<p>【本編】</p> <p>Ⅲ 保険監督に係る事務処理上の留意点</p> <p>Ⅲ-1 監督事務の流れ</p> <p>Ⅲ-1-8 法令解釈等の照会を受けた場合の対応</p> <p>Ⅲ-1-8-4 <u>グレーゾーン解消制度</u></p> <p><u>産業競争力強化法（以下、「強化法」という。）第9条第1項は、新事業活動を実施しようとする者は、その実施しようとする新事業活動及びこれに関連する事業活動に関する規制について規定する法律及び法律に基づく命令（告示を含む。以下、Ⅲ-1-8-4において「法令」という。）の規定の解釈並びに当該新事業活動及びこれに関連する事業活動に対する当該規定の適用の有無について、その確認を求めることができる制度（以下、「グレーゾーン解消制度」という。）を規定している。本項は、グレーゾーン解消制度における事務手続きを規定するものであり、制度の利用に当たっては、経済産業省策定に係る「産業競争力強化法「企業実証特例制度」及び「グレーゾーン解消制度」の利用の手引き」（平成26年1月20日経済産業省）（以下、Ⅲ-1-8-4において「利用の手引き」という。）を参照するものとする。</u></p> <p>(1) <u>照会窓口</u> <u>照会窓口は、金融庁総務企画局政策課とする。</u> <u>なお、照会窓口たる金融庁総務企画局政策課は、下記(2)③の記載要領に示す要件を満たした照会書及びその写しが到達した場合は速やかに受け付け、当該照会書に記載された確認の求めに係る法令が他の関係行政機関の長が所管するものであるときは、遅滞なく、当該関係行政機関の長に対し、その確認を求めるものとする。</u></p> <p>(2) <u>照会書受領後の流れ</u></p>

保険会社向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

現 行	改 正 後
	<p><u>照会書を受け付けた後は、総務企画局政策課において、当該照会書を当該照会書に記載された確認の求めに係る法令を所管する担当課室に速やかに回付するとともに、当該担当課室と協議しつつ、回答を行う事案か否か、特に、以下の①から③について確認し、当制度の利用ができない確認の求めの場合には、当該照会書を提出した者（以下、Ⅲ-1-8-4において「提出者」という。）に対しその旨を連絡する。また、照会書の補正及び追加書類の提出等が必要な場合には、提出者に対し所要の対応を求めることができる。ただし、追加書類は必要最小限とし、提出者の過度な負担とならないよう努めるものとする。</u></p> <p><u>なお、当庁の所管する法令に関して、強化法第9条第3項の関係行政機関の長として同項の規定による求めを受けた場合には、上記の連絡及び所要の対応の求めは、同項の主務大臣に対して行うものとする。</u></p> <p>① <u>確認の求めの主体</u> <u>以下のア. 及びイ. を満たすか。</u> <u>ア. 提出者は、新事業活動を実施しようとする者であること。</u> <u>(注) 「新事業活動」とは、新商品の開発又は生産、新たな役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入その他の新たな事業活動のうち、当該新たな事業活動を通じて、生産性（資源生産性（エネルギーの使用又は鉱物資源の使用（エネルギーとしての使用を除く。）が新たな事業活動を実施しようとする者の経済活動に貢献する程度をいう。）を含む。）の向上又は新たな需要の開拓が見込まれるものであって、公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがないものをいう（強化法第2条第3項、産業競争力強化法施行規則（以下、「強化法施行規則」という。）第2条）。</u> <u>イ. 提出者が、当庁所管の事業に係る新事業活動を実施しようとしている者であること。ただし、金融庁長官が、強化法第9条第3項の関係行政機関の長として同項の規定による求めを受けた場合については、この限りでない。</u></p> <p>② <u>照会の対象</u> <u>提出者が、その実施しようとする新事業活動及びこれに関連する事業活動に関する規制について規定する当庁が所管する法令の規定</u></p>

保険会社向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

現 行	改 正 後
	<p><u>の解釈並びに当該規定の適用の有無について、その確認を求めるものであって、以下のような照会を行うものか。</u></p> <p><u>ア. その事業や取引を行うことが、無許可営業等にならないか。</u></p> <p><u>イ. その事業や取引を行うことが、無届け営業等にならないか。</u></p> <p><u>ウ. その事業や取引を行うことによって、業務停止や免許取消等（不利益処分）を受けることがないか。</u></p> <p><u>エ. その事業や取引を行うことに関し、直接に義務を課され又は権利を制限されることがないか。</u></p> <p>③ <u>照会書の記載要領</u></p> <p><u>強化法施行規則様式第五に従い、また利用の手引きを踏まえ、以下の事項が記載されているか。</u></p> <p><u>ア. 新事業活動及びこれに関連する事業活動の目標</u></p> <p><u>イ. 新事業活動及びこれに関連する事業活動の内容</u></p> <p><u>ウ. 新事業活動及びこれに関連する事業活動の実施時期</u></p> <p><u>エ. 解釈及び適用の有無の確認を求める法令の条項等</u></p> <p><u>オ. 具体的な確認事項</u></p> <p><u>（参考） 利用の手引き</u></p> <p><u>グレーゾーン解消制度</u></p> <p><u>提出書類</u></p> <p><u>5. 具体的な確認事項</u></p> <p><u>現在、規制の根拠となる法令がどのような規定となっており、そのうち、どの部分の解釈が明らかでないのか、新事業活動が規制の対象となるのか否かが判断できないポイントや、それによって新事業活動を行うことが難しい理由に加え、そのことに関する自己の見解を記載してください。</u></p> <p><u>規制所管省庁から明確かつわかりやすい回答を得るため、例えば、「〇〇規制が支障となっているのではないか」という記載ではなく、「〇〇法に基づき〇〇が規制の対象となっているかどうか明らかでないため、〇〇法に基づく許可を受けなくても、新事業活動において、〇〇を行うことができるのか確認したい」といったように、確認したいポイントを、できる限り具体的に記載してください。</u></p>

保険会社向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

現 行	改 正 後
	<p>(3) 回答</p> <p>① 照会書を回付された課室は、総務企画局政策課において回答を行う事案と判断した場合には、提出者からの照会書及びその写しが照会窓口に到達してから原則として1ヵ月以内に提出者に対し強化法施行規則様式第六による回答書を交付するものとする。</p> <p>また、照会書を回付された課室は、当該照会書に記載された確認の求めに係る法令の規定の解釈及び適用の有無についての検討の状況に照らし、上記期間内に回答書を交付することができないことについてやむを得ない理由がある場合には、当該回答書を交付するまでの間1ヵ月を超えない期間ごとに、その旨及びその理由を提出者に通知するものとする。</p> <p>② 金融庁長官が、他の関係行政機関の長から強化法第9条第3項の規定による求めを受けた場合には、照会書を回付された課室は、同条第1項の規定により主務大臣が照会書及びその写しの提出を受けた日から原則として1ヵ月以内に当該求めに係る法令の規定の解釈及び適用の有無について強化法施行規則様式第六による回答書に記載し、総務企画局政策課を通じてこれを当該主務大臣に送付するものとする。</p> <p>また、この場合において、当該求めに係る法令の規定の解釈及び適用の有無についての検討の状況に照らし、上記期間内に回答書を交付することができないことについてやむを得ない理由がある場合には、当該回答書を交付するまでの間1ヵ月を超えない期間ごとに、その旨及びその理由を、総務企画局政策課を通じて当該主務大臣に通知するものとする。</p> <p>③ 金融庁長官が、他の関係行政機関の長に対し強化法第9条第3項の規定により確認を求めた場合において、当該関係行政機関の長から強化法施行規則様式第六による回答書の送付を受けたときには、総務企画局政策課又は当該確認の求めと同一事案について照会書を回付された課室を通じて、提出者に当該回答書を交付するものとする。</p> <p>また、当該関係行政機関の長から、原則として1ヵ月以内に回答書を交付することができない旨及びその理由の通知を受けた場合には、</p>

保険会社向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

現 行	改 正 後
<p>Ⅲ-2-11 <u>産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法に関する金融機関の留意事項</u></p> <p><u>産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（以下、「産活法」という。）等に定める事業再構築に関する計画、経営資源再活用に関する計画、経営資源融合に関する計画及び資源生産性革新に関する計画の記載事項については、保険会社の計算書類等の記載方法に則し、以下の点に留意するものとする。</u></p> <p>Ⅲ-2-11-1 <u>産活法第2条第4項第1号、第2条第6項第1号、第2条第8号第1号及び第7条第3項第1号並びに産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法の施行に係る指針（以下、「施行指針」という。）第3条の事業の構造の変更の定義</u></p> <p><u>施行指針第3条の「株式の払込みにより資本金の額を3%以上増加させること」は、相互会社においては、例えば、基金の拠出により基金と基金償却積立金の合計額を3%以上増加させることをいう。</u></p> <p>（新設）</p>	<p><u>これらを提出者に通知するものとする。</u></p> <p>Ⅲ-2-11 <u>強化法に関する金融機関の留意事項</u></p> <p><u>強化法等に定める事業再編に関する計画及び特定事業再編に関する計画の記載事項については、保険会社の計算書類等の記載方法に則し、以下の点に留意するものとする。</u></p> <p>Ⅲ-2-11-1 <u>事業再編の実施に関する指針一. の事業再編による生産性及び財務内容の健全性の向上に関する目標の設定に関する事項</u></p> <p>(1) <u>生命保険会社</u></p> <p>① <u>事業再編の実施に関する指針（以下、「実施指針」という。）一. イ. (1)の「営業利益」は、例えば、基礎利益を指す。</u></p> <p>② <u>実施指針一. イ. (2)の「有形固定資産回転率の値」は、例えば、年換算保険料を有形固定資産の帳簿価額で除した値を指す。</u></p> <p>③ <u>実施指針一. イ. (3)の「従業員一人当たり付加価値額の値」は、例えば、従業員1人当たりの付加価値額（基礎利益、人件費及び減価償却費の和）を指す。</u></p> <p>④ <u>実施指針一. ロ. (1)の「有利子負債合計額」は、例えば、保険契約準備金を含む負債性の資金調達手段の全てを指し、「運転資金」は、例えば、不良債権を除く貸付債権等を指す。</u></p> <p>⑤ <u>実施指針一. ロ. (2)の「経常収入」は、例えば、経常収益を指し、「経常支出」は、例えば、経常費用を指す。</u></p> <p>(2) <u>損害保険会社</u></p> <p>① <u>実施指針一. イ. (1)の「営業利益」は、例えば、保険引受収益か</u></p>

保険会社向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

現 行	改 正 後
<p>Ⅲ-2-11-2 産活法第2条第4項第2号及び第2条第6項第2号並びに施行指針第6条、第8条、第9条の事業革新の定義</p> <p>(1) 生命保険会社</p> <p>① 施行指針第6条の「当該新たな役務の売上高の合計額をすべての事業の売上高の1%以上とすること」は、例えば、当該新たな役務の年換算保険料をすべての事業の年換算保険料の1%以上とすることをいう。</p> <p>② 施行指針第8条の「当該役務に係る1単位当たりの販売費を5%以上低減させること」は、例えば、年換算保険料の1単位当たりの事業費を5%以上低減させることをいう。</p> <p>③ 施行指針第9条の「事業再構築又は経営資源融合の実施期間中の当該役務の国内における売上高の伸び率を百分率で表した値を、過去3事業年度における当該役務に係る業種の売上高の伸び率の実績値を百分率で表した値から5以上上回るものとする」とは、例えば、事業再構築又は経営資源融合の実施期間中の当該役務の国内における年換算保険料の伸び率を百分率で表した値を、過去3事業年度における当該役務に係る業種の年換算保険料の伸び率の実績値を百分率で表した値から5以上上回るものとするをいう。</p>	<p>ら保険引受費用を引いた額を指す。</p> <p>② 実施指針一. イ. (2)の「有形固定資産回転率の値」は、例えば、正味収入保険料と収入積立保険料の合計額を有形固定資産の帳簿価額で除した値を指す。</p> <p>③ 実施指針一. イ. (3)の「従業員一人当たり付加価値額の値」は、例えば、従業員1人当たりの付加価値額(保険引受収益から保険引受費用を引いた額、人件費及び減価償却費の和)を指す。</p> <p>④ 実施指針一. ロ. (1)の「有利子負債合計額」は、例えば、保険契約準備金を含む負債性の資金調達手段の全てを指し、「運転資金」は、例えば、不良債権を除く貸付債権等を指す。</p> <p>⑤ 実施指針一. ロ. (2)の「経常収入」は、例えば、経常収益を指し、「経常支出」は、例えば、経常費用を指す。</p> <p>Ⅲ-2-11-2 実施指針二. イ. の事業再編の定義に関する事項</p> <p>(1) 生命保険会社</p> <p>① 実施指針二. イ. (3)の「売上高」は、例えば、年換算保険料を指す。</p> <p>② 実施指針二. イ. (5)の「当該商品又は役務に係る一単位当たり販売費」は、例えば、年換算保険料の1単位当たりの事業費を指す。</p> <p>(削除)</p>

保険会社向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

現 行	改 正 後
<p><u>(注) なお、年換算保険料を算出できない場合は、保険料等収入を用いることとする（以下、Ⅲ-2-11において同じ）。</u></p> <p>(2) 損害保険会社</p> <p>① <u>施行指針第6条の「当該新たな役務の売上高の合計額をすべての事業の売上高の1%以上とすること」は、例えば、当該新たな役務の正味収入保険料と収入積立保険料の合計額をすべての事業の正味収入保険料と収入積立保険料の合計額の1%以上とすることをいう。</u></p> <p>② <u>施行指針第8条の「当該役務に係る1単位当たりの販売費を5%以上低減させること」は、例えば、正味収入保険料と収入積立保険料の合計額の1単位当たりの経費（損害調査費、諸手数料及び集金費、その他保険引受費用並びに営業費及び一般管理費の合計額）を5%以上低減させることをいう。</u></p> <p>③ <u>施行指針第9条の「事業再構築又は経営資源融合の実施期間中の当該役務の国内における売上高の伸び率を百分率で表した値を、過去3事業年度における当該役務に係る業種の売上高の伸び率の実績値を百分率で表した値から5以上上回るものとする」とは、例えば、事業再構築又は経営資源融合の実施期間中の国内における当該役務の正味収入保険料と収入積立保険料の合計額の伸び率を百分率で表した値を、過去3事業年度における当該役務に係る業種の正味収入保険料と収入積立保険料の合計額の伸び率の実績値を百分率で表した値から5以上上回るものとするをいう。</u></p> <p>Ⅲ-2-11-3 産活法第5条第6項第1号及び我が国の産業活力の再生及び産業活動の革新に関する基本的な指針（以下、「基本指針」という。） <u>二. イ. の事業再構築の認定の基準</u></p> <p>(1) 生命保険会社</p> <p>① <u>基本指針二. イ. 1. ①の「事業再構築終了後の自己資本当期純利益率－事業再構築開始前の自己資本当期純利益率\geq2」は、例えば、当期純利益又は当期純剰余の額を純資産の部の合計額で除したものを百分率で表した値が2以上上昇する場合をいう。</u></p>	<p>(2) 損害保険会社</p> <p>① <u>実施指針二. イ. (3)の「売上高」は、例えば、正味収入保険料と収入積立保険料の合計額を指す。</u></p> <p>② <u>実施指針二. イ. (5)の「当該商品又は役務に係る一単位当たり販売費」は、例えば、正味収入保険料と収入積立保険料の合計額の1単位当たりの経費（損害調査費、諸手数料及び集金費、その他保険引受費用並びに営業費及び一般管理費の合計額）を指す。</u></p> <p>(削除)</p> <p>Ⅲ-2-11-3 <u>実施指針二. ロ. (3)の過剰供給構造にある業種又は事業分野の基準</u></p> <p>(1) 生命保険会社 <u>実施指針二. ロ. (3)(ii)の「売上高営業利益率」における「売上高」は、例えば、年換算保険料を指し、「営業利益」は、例えば、基礎利益を指す。</u></p>

保険会社向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

現 行	改 正 後
<p>② <u>基本指針二. イ. 1. ②の「(事業再構築終了後の有形固定資産回転率／事業再構築開始前の有形固定資産回転率) × 100 ≥ 105」は、例えば、年換算保険料を有形固定資産の帳簿価額で除した値が5%以上上昇する場合をいう。</u></p> <p>③ <u>基本指針二. イ. 1. ③の「(事業再構築終了後の従業員1人当たり付加価値額／事業再構築開始前の従業員1人当たり付加価値額) × 100 ≥ 106」は、例えば、従業員1人当たり付加価値額（基礎利益、人件費及び減価償却費の和）が6%以上上昇する場合をいう。</u></p> <p>(2) 損害保険会社</p> <p>① <u>基本指針二. イ. 1. ①の「事業再構築終了後の自己資本当期純利益率－事業再構築開始前の自己資本当期純利益率 ≥ 2」は、例えば、当期純利益又は当期純剰余の額を純資産の部の合計額で除したものを百分率で表した値が2以上上昇する場合をいう。</u></p> <p>② <u>基本指針二. イ. 1. ②の「(事業再構築終了後の有形固定資産回転率／事業再構築開始前の有形固定資産回転率) × 100 ≥ 105」は、例えば、正味収入保険料と収入積立保険料の合計額を有形固定資産の帳簿価額で除した値が5%以上上昇する場合をいう。</u></p> <p>③ <u>基本指針二. イ. 1. ③の「(事業再構築終了後の従業員1人当たり付加価値額／事業再構築開始前の従業員1人当たり付加価値額) × 100 ≥ 106」は、例えば、従業員1人当たり付加価値額（保険引受収益から保険引受費用を引いた額、人件費及び減価償却費の和）が6%以上上昇する場合をいう。</u></p>	<p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(2) 損害保険会社 <u>実施指針二. ロ. (3)(ii)の「売上高営業利益率」における「売上高」は、例えば、正味収入保険料と収入積立保険料の合計額を指し、「営業利益」は、例えば、保険引受収益から保険引受費用を引いた額を指す。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>
<p>Ⅲ-2-11-4 <u>産活法第3条第2項第2号及び基本指針二. イ. 2の財務内容の健全性の向上に関する目標の定義</u></p> <p>(1) 生命保険会社</p> <p>① <u>基本指針二. イ. 2. ①の「有利子負債合計額」は、例えば、保険契約準備金を含む負債性の資金調達手段のすべてを指し、「運転資金」は、例えば、不良債権を除く貸付債権等を指す。</u></p> <p>② <u>基本指針二. イ. 2. ②の「経常収入」は、例えば、経常収益を指</u></p>	<p>Ⅲ-2-11-4 <u>実施指針三. の特定事業再編による生産性及び財務内容の健全性の向上に関する目標の設定に関する事項</u></p> <p>(1) 生命保険会社 <u>実施指針三. イ. (1)から(3)まで並びにロ. (1)及び(2)については、上記Ⅲ-2-11-1(1)①から⑤までを準用する。</u></p> <p>(削除)</p>

保険会社向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

現 行	改 正 後
<p><u>し、「経常支出」は、例えば、経常費用を指す。</u></p> <p>(2) 損害保険会社 <u>① 基本指針二. イ. 2. ①の「有利子負債合計額」は、例えば、保険契約準備金を含む負債性の資金調達手段のすべてを指し、「運転資金」は、例えば、不良債権を除く貸付債権等を指す。</u> <u>② 基本指針二. イ. 2. ②の「経常収入」は、例えば、経常収益を指し、「経常支出」は、例えば、経常費用を指す。</u></p> <p>Ⅲ-2-11-5 <u>産活法第4条第1項第1号及び基本指針十一. イ. の過剰供給構造にある業種等の基準に関する事項の定義</u></p> <p>(1) 生命保険会社 <u>基本指針十一. イ. 2. の「売上高」は、例えば、年換算保険料を指し、「営業利益」は、例えば、基礎利益を指す。</u></p> <p>(2) 損害保険会社 <u>基本指針十一. イ. 2. の「売上高」は、例えば、正味収入保険料と収入積立保険料の合計額を指し、「営業利益」は、例えば、保険引受収益から保険引受費用を引いた額を指す。</u></p> <p>Ⅲ-2-11-6 <u>産活法第7条第4項第1号及び基本指針三. イ. の経営資源再活用の認定の基準</u></p> <p>(1) 生命保険会社 <u>基本指針三. イ. 1.、2. 及び3. については、それぞれⅢ-2-13-5(1)、Ⅲ-2-13-3(1)②及び③を準用する。</u></p> <p>(2) 損害保険会社 <u>基本指針三. イ. 1.、2. 及び3. については、それぞれⅢ-2-13-5(2)、Ⅲ-2-13-3(2)②及び③を準用する。</u></p>	<p>(2) 損害保険会社 <u>実施指針三. イ. (1)から(3)まで並びにロ. (1)及び(2)については、上記Ⅲ-2-11-1(2)①から⑤までを準用する。</u></p> <p>(削除)</p> <p>Ⅲ-2-11-5 <u>実施指針四. イ. の特定事業再編の定義に関する事項</u></p> <p>(1) 生命保険会社 <u>実施指針四. イ. (4)及び(5)の「売上高」は、例えば、年換算保険料を指す。</u></p> <p>(2) 損害保険会社 <u>実施指針四. イ. (4)及び(5)の「売上高」は、例えば、正味収入保険料と収入積立保険料の合計額を指す。</u></p> <p>(削除)</p>

保険会社向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

現 行	改 正 後
<p><u>Ⅲ-2-11-7 産活法第 24 条の 2 第 1 項及び基本指針十一. ホ. の特例措置を受けようとする場合</u></p> <p>(1) <u>生命保険会社</u></p> <p>① <u>基本指針十一. ホ. 1. の「売上高」は、例えば、年換算保険料を指す。</u></p> <p>② <u>基本指針十一. ホ. 2. の「自己資本の額」は、例えば、純資産の部の合計額を指す。</u></p> <p>(2) <u>損害保険会社</u></p> <p>① <u>基本指針十一. ホ. 1. の「売上高」は、例えば、正味収入保険料と収入積立保険料の合計額を指す。</u></p> <p>② <u>基本指針十一. ホ. 2. の「自己資本の額」は、例えば、純資産の部の合計額を指す。</u></p> <p>(中略)</p> <p>Ⅲ-4 行政処分等を行う際の留意点</p> <p>Ⅲ-4-1 <u>行政処分</u></p> <p>(新設)</p> <p>監督部局が行う主要な不利益処分（行政手続法第2条第4号にいう不利益処分をいう。以下同じ。）としては、①法第132条に基づく業務改善命令、②法第132条に基づく業務停止命令、③法第133条に基づく業務停止命令、④法第133条に基づく免許取消し等があるが、これらの発動に関する基本的な事務の流れを例示すれば、以下のとおりである。</p> <p>(中略)</p> <p>Ⅲ-4-2 法第132条に基づく業務改善命令の履行状況の報告義務の解除</p>	<p>(削除)</p> <p>(中略)</p> <p>Ⅲ-4 行政処分等を行う際の留意点</p> <p>Ⅲ-4-1 <u>行政処分（不利益処分）に関する基本的な事務の流れについて</u></p> <p>Ⅲ-4-1-1 <u>行政処分</u></p> <p>監督部局が行う主要な不利益処分（行政手続法第 2 条第 4 号にいう不利益処分をいう。以下同じ。）としては、①法第 132 条に基づく業務改善命令、②法第 132 条に基づく業務停止命令、③法第 133 条に基づく業務停止命令、④法第 133 条に基づく免許取消し等があるが、これらの発動に関する基本的な事務の流れを例示すれば、以下のとおりである。</p> <p>(中略)</p> <p>Ⅲ-4-1-2 法第 132 条に基づく業務改善命令の履行状況の報告義務の</p>

保険会社向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

現 行	改 正 後
<p>(中略)</p> <p>(新設)</p>	<p>解除</p> <p>(中略)</p> <p>Ⅲ-4-2 行政手続法との関係等</p> <p>(1) 行政手続法との関係 <u>行政手続法第 13 条第 1 項第 1 号に該当する不利益処分をしようとする場合には聴聞を行い、同項第 2 号に該当する不利益処分をしようとする場合には弁明の機会を付与しなければならないことに留意する。</u> <u>いずれの場合においても、不利益処分をする場合には行政手続法第 14 条に基づき、処分の理由を示さなければならないこと（不利益処分を書面でするときは、処分の理由も書面により示さなければならないこと）に留意する。</u> <u>また、申請により求められた許認可等を拒否する処分をする場合には行政手続法第 8 条に基づき、処分の理由を示さなければならないこと（許認可等を拒否する処分を書面でするときは、処分の理由も書面により示さなければならないこと）に留意する。</u> <u>その際、単に根拠規定を示すだけでなく、いかなる事実関係に基づき、いかなる法令・基準を適用して処分がなされたかを明らかにすること等が求められることに留意する。</u></p> <p>(2) 行政不服審査法との関係 <u>不服申立てをすることができる処分をする場合には、行政不服審査法第 82 条に基づき、不服申立てをすることができる旨等を書面で教示しなければならないことに留意する。</u></p> <p>(3) 行政事件訴訟法との関係 <u>取消訴訟を提起することができる処分をする場合には、行政事件訴訟法第 46 条に基づき、取消訴訟の提起に関する事項を書面で教示しなければならないことに留意する。</u></p>

保険会社向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

現 行	改 正 後																																
<p>【様式・参考資料編】 (1) 保険会社関係（別紙様式 1～76）</p> <p><u>別紙様式 2 の 2</u></p> <table border="1"> <tr> <td>申 請 者 の 氏 名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>保 険 会 社 で の 役 職 名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>当 該 他 の 会 社 の 商 号 又 は 名 称</td> <td></td> </tr> <tr> <td>当 該 他 の 会 社 で の 役 職 名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>兼 職 開 始 予 定 日</td> <td>年 月 日 ()</td> </tr> <tr> <td>理 由</td> <td></td> </tr> <tr> <td>保 険 会 社 及 び 当 該 他 の 会 社 に お け る 常 務 の 処 理 方 法</td> <td></td> </tr> <tr> <td>保 険 会 社 及 び 当 該 他 の 会 社 と の 取 引 そ の 他 の 関 係</td> <td></td> </tr> </table> <p><u>(注)</u> 外国保険会社等にあつては、保険会社を外国保険会社等と読み替える。</p>	申 請 者 の 氏 名		保 険 会 社 で の 役 職 名		当 該 他 の 会 社 の 商 号 又 は 名 称		当 該 他 の 会 社 で の 役 職 名		兼 職 開 始 予 定 日	年 月 日 ()	理 由		保 険 会 社 及 び 当 該 他 の 会 社 に お け る 常 務 の 処 理 方 法		保 険 会 社 及 び 当 該 他 の 会 社 と の 取 引 そ の 他 の 関 係		<p>【様式・参考資料編】 (1) 保険会社関係（別紙様式 1～76）</p> <p><u>別紙様式 2 の 2</u></p> <table border="1"> <tr> <td>申 請 者 の 氏 名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>保 険 会 社 で の 役 職 名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>当 該 他 の 会 社 の 商 号 又 は 名 称</td> <td></td> </tr> <tr> <td>当 該 他 の 会 社 で の 役 職 名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>兼 職 開 始 予 定 日</td> <td>年 月 日 ()</td> </tr> <tr> <td>理 由</td> <td></td> </tr> <tr> <td>保 険 会 社 及 び 当 該 他 の 会 社 に お け る 常 務 の 処 理 方 法</td> <td></td> </tr> <tr> <td>保 険 会 社 と 当 該 他 の 会 社 と の 取 引 そ の 他 の 関 係</td> <td></td> </tr> </table> <p><u>(注)</u> 外国保険会社等にあつては、保険会社を外国保険会社等と読み替える。</p>	申 請 者 の 氏 名		保 険 会 社 で の 役 職 名		当 該 他 の 会 社 の 商 号 又 は 名 称		当 該 他 の 会 社 で の 役 職 名		兼 職 開 始 予 定 日	年 月 日 ()	理 由		保 険 会 社 及 び 当 該 他 の 会 社 に お け る 常 務 の 処 理 方 法		保 険 会 社 と 当 該 他 の 会 社 と の 取 引 そ の 他 の 関 係	
申 請 者 の 氏 名																																	
保 険 会 社 で の 役 職 名																																	
当 該 他 の 会 社 の 商 号 又 は 名 称																																	
当 該 他 の 会 社 で の 役 職 名																																	
兼 職 開 始 予 定 日	年 月 日 ()																																
理 由																																	
保 険 会 社 及 び 当 該 他 の 会 社 に お け る 常 務 の 処 理 方 法																																	
保 険 会 社 及 び 当 該 他 の 会 社 と の 取 引 そ の 他 の 関 係																																	
申 請 者 の 氏 名																																	
保 険 会 社 で の 役 職 名																																	
当 該 他 の 会 社 の 商 号 又 は 名 称																																	
当 該 他 の 会 社 で の 役 職 名																																	
兼 職 開 始 予 定 日	年 月 日 ()																																
理 由																																	
保 険 会 社 及 び 当 該 他 の 会 社 に お け る 常 務 の 処 理 方 法																																	
保 険 会 社 と 当 該 他 の 会 社 と の 取 引 そ の 他 の 関 係																																	

保険会社向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

現 行	改 正 後																																								
<p>別紙様式 22</p> <p style="text-align: right;">文 書 番 号 年 月 日</p> <p>金融庁長官 殿</p> <p style="text-align: center;">保険会社名 代表者名</p> <p style="text-align: right;">印</p> <p style="text-align: center;">子会社が子会社でなくなった届出書</p> <p>子会社が子会社でなくなったので、<u>保険業法 127 条第 1 項第 3 号</u>の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">名</td> <td style="width: 10%;">称</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">主たる営業所又は事務所の所在地</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">業 務 の 内 容</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">保有議決権数</td> <td>変 更 前</td> <td>個(総株主の議決権に対する割合 %)</td> </tr> <tr> <td>変 更 後</td> <td>個(総株主の議決権に対する割合 %)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">子会社でなくなった理由</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">子会社でなくなった日</td> <td>年 月 日 ()</td> </tr> </table> <p>添付書類 その他参考となるべき事項を記載した書類</p>	名	称		主たる営業所又は事務所の所在地			業 務 の 内 容			保有議決権数	変 更 前	個(総株主の議決権に対する割合 %)	変 更 後	個(総株主の議決権に対する割合 %)	子会社でなくなった理由			子会社でなくなった日		年 月 日 ()	<p>別紙様式 22</p> <p style="text-align: right;">文 書 番 号 年 月 日</p> <p>金融庁長官 殿</p> <p style="text-align: center;">保険会社名 代表者名</p> <p style="text-align: right;">印</p> <p style="text-align: center;">子会社が子会社でなくなった届出書</p> <p>子会社が子会社でなくなったので、<u>保険業法第 127 条第 1 項第 3 号</u>の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2">子会社の商号又は名称</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">本店、主たる営業所又は事務所の所在地</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">業 務 の 内 容</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">保有議決権数</td> <td>変 更 前</td> <td>個(総株主の議決権に対する割合 %)</td> </tr> <tr> <td>変 更 後</td> <td>個(総株主の議決権に対する割合 %)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">子会社でなくなった理由</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">子会社でなくなった日</td> <td>年 月 日 ()</td> </tr> </table> <p>添付書類 その他参考となるべき事項を記載した書類</p>	子会社の商号又は名称			本店、主たる営業所又は事務所の所在地			業 務 の 内 容			保有議決権数	変 更 前	個(総株主の議決権に対する割合 %)	変 更 後	個(総株主の議決権に対する割合 %)	子会社でなくなった理由			子会社でなくなった日		年 月 日 ()
名	称																																								
主たる営業所又は事務所の所在地																																									
業 務 の 内 容																																									
保有議決権数	変 更 前	個(総株主の議決権に対する割合 %)																																							
	変 更 後	個(総株主の議決権に対する割合 %)																																							
子会社でなくなった理由																																									
子会社でなくなった日		年 月 日 ()																																							
子会社の商号又は名称																																									
本店、主たる営業所又は事務所の所在地																																									
業 務 の 内 容																																									
保有議決権数	変 更 前	個(総株主の議決権に対する割合 %)																																							
	変 更 後	個(総株主の議決権に対する割合 %)																																							
子会社でなくなった理由																																									
子会社でなくなった日		年 月 日 ()																																							

保険会社向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

現 行	改 正 後																												
<p>別紙様式 35</p> <p style="text-align: right;">文 書 番 号 年 月 日</p> <p>金融庁長官 殿</p> <p style="text-align: center;">保険会社名 代表者名</p> <p style="text-align: right;">印</p> <p style="text-align: center;">子会社の商号等変更届出書</p> <p>子会社〇〇が商号等を変更することについて、保険業法第 127 条第 1 項第 8 号及び保険業法施行規則第 85 条第 1 項第 6 号の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" data-bbox="161 837 1108 1276"> <tr> <td rowspan="2">子 会 社 の 商号又は名称</td> <td>変更前</td> <td></td> </tr> <tr> <td>変更後</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">子会社の主たる営業所 又は事務所の所在地</td> <td></td> </tr> <tr> <td>変 更 予 定 日</td> <td colspan="2">年 月 日 ()</td> </tr> <tr> <td>変 更 の 理 由</td> <td colspan="2">(新設)</td> </tr> </table>	子 会 社 の 商号又は名称	変更前		変更後		子会社の主たる営業所 又は事務所の所在地			変 更 予 定 日	年 月 日 ()		変 更 の 理 由	(新設)		<p>別紙様式 35</p> <p style="text-align: right;">文 書 番 号 年 月 日</p> <p>金融庁長官 殿</p> <p style="text-align: center;">保険会社名 代表者名</p> <p style="text-align: right;">印</p> <p style="text-align: center;">子会社の商号等変更届出書</p> <p>子会社が商号等を変更することについて、保険業法第 127 条第 1 項第 8 号及び保険業法施行規則第 85 条第 1 項第 6 号の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" data-bbox="1153 837 2094 1268"> <tr> <td rowspan="2">子 会 社 の 商号又は名称</td> <td>変更前</td> <td></td> </tr> <tr> <td>変更後</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">本店、主たる営業所又は 事務所の所在地</td> <td></td> </tr> <tr> <td>変 更 の 理 由</td> <td colspan="2">(削除)</td> </tr> <tr> <td>変 更 予 定 日</td> <td colspan="2">年 月 日 ()</td> </tr> </table>	子 会 社 の 商号又は名称	変更前		変更後		本店、主たる営業所又は 事務所の所在地			変 更 の 理 由	(削除)		変 更 予 定 日	年 月 日 ()	
子 会 社 の 商号又は名称		変更前																											
	変更後																												
子会社の主たる営業所 又は事務所の所在地																													
変 更 予 定 日	年 月 日 ()																												
変 更 の 理 由	(新設)																												
子 会 社 の 商号又は名称	変更前																												
	変更後																												
本店、主たる営業所又は 事務所の所在地																													
変 更 の 理 由	(削除)																												
変 更 予 定 日	年 月 日 ()																												
<p>添付書類 その他参考となるべき事項を記載した書類</p>	<p>添付書類 その他参考となるべき事項を記載した書類</p>																												

保険会社向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

現 行	改 正 後																						
<p>別紙様式 36</p> <p style="text-align: right;">文 書 番 号 年 月 日</p> <p>金融庁長官 殿</p> <p style="text-align: right;">保険会社名 代表者名 印</p> <p style="text-align: center;">子会社の本店の所在地変更届出書</p> <p>子会社〇〇が本店の所在地を変更することについて、保険業法第 127 条第 1 項第 8 号及び保険業法施行規則第 85 条第 1 項第 6 号の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>子会社の商号又は名称</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">本店又は主たる事務所の所在地</td> <td>変更前</td> </tr> <tr> <td>変更後</td> </tr> <tr> <td>変更予定日</td> <td style="text-align: center;">年 月 日 ()</td> </tr> <tr> <td>変更の理由</td> <td></td> </tr> <tr> <td>変更に係る費用</td> <td style="text-align: center;">(新設)</td> </tr> </table> <p>添付書類</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 変更予定地の見取図 2 その他参考となるべき事項を記載した書類 	子会社の商号又は名称		本店又は主たる事務所の所在地	変更前	変更後	変更予定日	年 月 日 ()	変更の理由		変更に係る費用	(新設)	<p>別紙様式 36</p> <p style="text-align: right;">文 書 番 号 年 月 日</p> <p>金融庁長官 殿</p> <p style="text-align: right;">保険会社名 代表者名 印</p> <p style="text-align: center;">子会社の本店の所在地変更届出書</p> <p>子会社が本店の所在地を変更することについて、保険業法第 127 条第 1 項第 8 号及び保険業法施行規則第 85 条第 1 項第 6 号の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>子会社の商号又は名称</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">本店の所在地</td> <td>変更前</td> </tr> <tr> <td>変更後</td> </tr> <tr> <td>変更の理由</td> <td style="text-align: center;">(削除)</td> </tr> <tr> <td>変更に係る費用</td> <td></td> </tr> <tr> <td>変更予定日</td> <td style="text-align: center;">年 月 日 ()</td> </tr> </table> <p>添付書類</p> <p><u>その他参考となるべき事項を記載した書類</u> (削除)</p>	子会社の商号又は名称		本店の所在地	変更前	変更後	変更の理由	(削除)	変更に係る費用		変更予定日	年 月 日 ()
子会社の商号又は名称																							
本店又は主たる事務所の所在地	変更前																						
	変更後																						
変更予定日	年 月 日 ()																						
変更の理由																							
変更に係る費用	(新設)																						
子会社の商号又は名称																							
本店の所在地	変更前																						
	変更後																						
変更の理由	(削除)																						
変更に係る費用																							
変更予定日	年 月 日 ()																						

保険会社向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

現 行	改 正 後				
<p>別紙様式 38</p> <p style="text-align: right;">文 書 番 号 年 月 日</p> <p>金融庁長官 殿</p> <p style="text-align: center;">保険会社名 代表者名</p> <p style="text-align: right;">印</p> <p style="text-align: center;">子会社の合併届出書</p> <p>子会社〇〇が合併することについて、保険業法第 127 条第 1 項第 8 号及び保険業法施行規則第 85 条第 1 項第 6 号の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p>	<p>別紙様式 38</p> <p style="text-align: right;">文 書 番 号 年 月 日</p> <p>金融庁長官 殿</p> <p style="text-align: center;">保険会社名 代表者名</p> <p style="text-align: right;">印</p> <p style="text-align: center;">子会社の合併届出書</p> <p>子会社が合併することについて、保険業法第 127 条第 1 項第 8 号及び保険業法施行規則第 85 条第 1 項第 6 号の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p>				
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%; padding: 5px;"> <p>新 会 社 の 概 要</p> <p>(1) 商号又は名称</p> <p>(2) <u>所在地</u></p> <p>(3) <u>資本金</u></p> <p>(4) <u>株主構成</u></p> <p>(5) <u>役員の役職名及び氏名</u></p> <p>(6) <u>使用人数</u></p> <p>(7) <u>事業内容</u></p> <p>(新設)</p> </td> <td style="width: 70%;"></td> </tr> </table>	<p>新 会 社 の 概 要</p> <p>(1) 商号又は名称</p> <p>(2) <u>所在地</u></p> <p>(3) <u>資本金</u></p> <p>(4) <u>株主構成</u></p> <p>(5) <u>役員の役職名及び氏名</u></p> <p>(6) <u>使用人数</u></p> <p>(7) <u>事業内容</u></p> <p>(新設)</p>		<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%; padding: 5px;"> <p>新 会 社 の 概 要</p> <p>(1) 商号又は名称</p> <p>(2) <u>資本金の額</u></p> <p>(3) <u>役員の役職名及び氏名</u></p> <p>(4) <u>会計参与設置会社に あつては会計参与の氏名 又は名称</u></p> <p>(5) <u>本店、主たる営業所又 は事務所の所在地</u></p> <p>(6) <u>業務の内容</u></p> <p>(7) <u>役員及び使用人の数</u></p> <p>(8) <u>主要株主等の構成</u></p> </td> <td style="width: 70%;"></td> </tr> </table>	<p>新 会 社 の 概 要</p> <p>(1) 商号又は名称</p> <p>(2) <u>資本金の額</u></p> <p>(3) <u>役員の役職名及び氏名</u></p> <p>(4) <u>会計参与設置会社に あつては会計参与の氏名 又は名称</u></p> <p>(5) <u>本店、主たる営業所又 は事務所の所在地</u></p> <p>(6) <u>業務の内容</u></p> <p>(7) <u>役員及び使用人の数</u></p> <p>(8) <u>主要株主等の構成</u></p>	
<p>新 会 社 の 概 要</p> <p>(1) 商号又は名称</p> <p>(2) <u>所在地</u></p> <p>(3) <u>資本金</u></p> <p>(4) <u>株主構成</u></p> <p>(5) <u>役員の役職名及び氏名</u></p> <p>(6) <u>使用人数</u></p> <p>(7) <u>事業内容</u></p> <p>(新設)</p>					
<p>新 会 社 の 概 要</p> <p>(1) 商号又は名称</p> <p>(2) <u>資本金の額</u></p> <p>(3) <u>役員の役職名及び氏名</u></p> <p>(4) <u>会計参与設置会社に あつては会計参与の氏名 又は名称</u></p> <p>(5) <u>本店、主たる営業所又 は事務所の所在地</u></p> <p>(6) <u>業務の内容</u></p> <p>(7) <u>役員及び使用人の数</u></p> <p>(8) <u>主要株主等の構成</u></p>					
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%; padding: 5px;"> <p>旧会社の概要</p> <p>・・・</p> </td> <td style="width: 70%;"></td> </tr> </table>	<p>旧会社の概要</p> <p>・・・</p>		<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%; padding: 5px;"> <p>旧会社の概要</p> <p>・・・</p> </td> <td style="width: 70%;"></td> </tr> </table>	<p>旧会社の概要</p> <p>・・・</p>	
<p>旧会社の概要</p> <p>・・・</p>					
<p>旧会社の概要</p> <p>・・・</p>					

保険会社向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

現 行							改 正 後						
合 併 の 形 態							合 併 の 形 態						
合 併 の 理 由							合 併 の 理 由						
合 併 の 期 日		(新設)					合 併 の 期 日		年 月 日 ()				
業 績 予 想 (単位：百万円)							業 績 予 想 (単位：百万円)						
	区 分	前々期 実績	前期 実績	当期 見込み	翌期 予想	翌々期 予想		区 分	前々期 実績	前期 実績	当期 見込み	翌期 予想	翌々期 予想
	・・・ 営業収益 営業費用 営業損益 ・・・ 経常損益 ・・・ 当期損益 ・・・							・・・ 営業収益 営業費用 営業損益 ・・・ 経常損益 ・・・ 当期損益 ・・・					
添付書類 その他参考となるべき事項を記載した書類							添付書類 その他参考となるべき事項を記載した書類						

保険会社向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

現 行	改 正 後																												
<p>別紙様式 39</p> <p style="text-align: right;">文 書 番 号 年 月 日</p> <p>金融庁長官 殿</p> <p style="text-align: right;">保険会社名 代表者名 印</p> <p style="text-align: center;">子会社の解散（又は業務の全部の廃止）届出書</p> <p>子会社〇〇が解散（又は業務の全部を廃止）することについて、保険業法第 127 条第 1 項第 8 号及び保険業法施行規則第 85 条第 1 項第 6 号の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" data-bbox="165 839 1111 1417"> <tr> <td>解散（又は業務の全部を廃止）する子会社の商号又は名称</td> <td></td> </tr> <tr> <td>所 在 地</td> <td></td> </tr> <tr> <td>資 本 金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>株 主 構 成</td> <td></td> </tr> <tr> <td>役員 の 役 職 名 及 び 氏 名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>使 用 人 数</td> <td></td> </tr> <tr> <td>業 務 の 内 容</td> <td></td> </tr> </table>	解散（又は業務の全部を廃止）する子会社の商号又は名称		所 在 地		資 本 金		株 主 構 成		役員 の 役 職 名 及 び 氏 名		使 用 人 数		業 務 の 内 容		<p>別紙様式 39</p> <p style="text-align: right;">文 書 番 号 年 月 日</p> <p>金融庁長官 殿</p> <p style="text-align: right;">保険会社名 代表者名 印</p> <p style="text-align: center;">子会社の解散（又は業務の全部の廃止）届出書</p> <p>子会社が解散（又は業務の全部を廃止）することについて、保険業法第 127 条第 1 項第 8 号及び保険業法施行規則第 85 条第 1 項第 6 号の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" data-bbox="1160 839 2092 1417"> <tr> <td>解散（又は業務の全部を廃止）する子会社の商号又は名称</td> <td></td> </tr> <tr> <td>資 本 金 の 額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>役員 の 役 職 名 及 び 氏 名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>会計参与設置会社にあつては会計参与の氏名又は名称</td> <td></td> </tr> <tr> <td>本店、主たる営業所又は事務所 の 所 在 地</td> <td></td> </tr> <tr> <td>業 務 の 内 容</td> <td></td> </tr> <tr> <td>役員 及 び 使 用 人 の 数</td> <td></td> </tr> </table>	解散（又は業務の全部を廃止）する子会社の商号又は名称		資 本 金 の 額		役員 の 役 職 名 及 び 氏 名		会計参与設置会社にあつては会計参与の氏名又は名称		本店、主たる営業所又は事務所 の 所 在 地		業 務 の 内 容		役員 及 び 使 用 人 の 数	
解散（又は業務の全部を廃止）する子会社の商号又は名称																													
所 在 地																													
資 本 金																													
株 主 構 成																													
役員 の 役 職 名 及 び 氏 名																													
使 用 人 数																													
業 務 の 内 容																													
解散（又は業務の全部を廃止）する子会社の商号又は名称																													
資 本 金 の 額																													
役員 の 役 職 名 及 び 氏 名																													
会計参与設置会社にあつては会計参与の氏名又は名称																													
本店、主たる営業所又は事務所 の 所 在 地																													
業 務 の 内 容																													
役員 及 び 使 用 人 の 数																													

保険会社向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

現 行		改 正 後	
(新 設)		<u>主 要 株 主 等 の 構 成</u>	
解散（又は業務の全部を廃止）する理由		解散（又は業務の全部を廃止）する理由	
解 散（又は業務全部廃止）予定日	年 月 日（ ）	解 散（又は業務全部の廃止）予定日	年 月 日（ ）
添付書類 その他参考となるべき事項を記載した書類		添付書類 その他参考となるべき事項を記載した書類	

保険会社向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

現 行	改 正 後
<p>別紙様式 69</p> <p style="text-align: right;">文 書 番 号 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">殿</p> <p style="text-align: center;">財務（支）局長 印</p> <p style="text-align: center;">登録の拒否について</p> <p>年 月 日付で申請のあった生命保険募集人（又は損害保険代理店）の登録については、<u>保険業法第279条</u>の規定に基づき、登録を拒否したので、通知します。</p> <p>なお、この処分について不服があるときには、この処分があったことを知った日の翌日から起算して<u>60日以内</u>に金融庁長官に対して<u>行政不服審査法（昭和37年法律第160号）</u>に基づく審査請求をすることができます。</p> <p>また、この処分について訴訟により取消しを求めるときには、この処分があったことを知った日から<u>6ヶ月以内</u>に国を被告として<u>行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）</u>に基づく処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>拒否理由</p>	<p>別紙様式 69</p> <p style="text-align: right;">文 書 番 号 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">殿</p> <p style="text-align: center;">財務（支）局長 印</p> <p style="text-align: center;">登録の拒否について</p> <p>年 月 日付で申請のあった生命保険募集人（又は損害保険代理店）の登録については、<u>保険業法第279条</u>の規定に基づき、登録を拒否したので、通知します。</p> <p>なお、この処分について不服があるときには、この処分があったことを知った日の翌日から起算して<u>3ヶ月以内</u>に金融庁長官に対して<u>行政不服審査法（平成26年法律第68号）</u>に基づく審査請求をすることができます。</p> <p>また、この処分について訴訟により取消しを求めるときには、この処分があったことを知った日から<u>6ヶ月以内</u>に国を被告として<u>行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）</u>に基づく処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>拒否理由</p>

保険会社向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

現 行	改 正 後																																
<p>(2) 保険持株会社関係（別紙様式 1～24）</p> <p>別紙様式 7</p> <p style="text-align: right;">文 書 番 号 年 月 日</p> <p>金融庁長官 殿</p> <p style="text-align: right;">保険持株会社名 代表者名 印</p> <p style="text-align: center;">子会社が子会社でなくなった届出書</p> <p>子会社が子会社でなくなったので、<u>保険業法 271 条の 32 第 2 項第 4 号</u>の規定に基づき、下記のとおり<u>届け出</u>ます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;"><u>商号又は名称</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>主たる営業所又は事務所の所在地</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>業務の内容</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>保有議決権数</u></td> <td><u>個(総株主の議決権に対する割合 %)</u></td> </tr> <tr> <td><u>子会社でなくなった理由</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>子会社でなくなった日</u></td> <td>年 月 日 ()</td> </tr> </table>	<u>商号又は名称</u>		<u>主たる営業所又は事務所の所在地</u>		<u>業務の内容</u>		<u>保有議決権数</u>	<u>個(総株主の議決権に対する割合 %)</u>	<u>子会社でなくなった理由</u>		<u>子会社でなくなった日</u>	年 月 日 ()	<p>(2) 保険持株会社関係（別紙様式 1～24）</p> <p>別紙様式 7</p> <p style="text-align: right;">文 書 番 号 年 月 日</p> <p>金融庁長官 殿</p> <p style="text-align: right;">保険持株会社名 代表者名 印</p> <p style="text-align: center;">子会社が子会社でなくなった届出書</p> <p>子会社が子会社でなくなったので、<u>保険業法第 271 条の 32 第 2 項第 4 号</u>の規定に基づき、下記のとおり<u>お届け</u>いたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2"><u>子会社の商号又は名称</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2"><u>本店、主たる営業所又は事務所の所在地</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2"><u>業務の内容</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="width: 15%;"><u>保有議決権数</u></td> <td style="width: 15%;"><u>変更前</u></td> <td><u>個(総株主の議決権に対する割合 %)</u></td> </tr> <tr> <td><u>変更後</u></td> <td><u>個(総株主の議決権に対する割合 %)</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2"><u>子会社でなくなった理由</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2"><u>子会社でなくなった日</u></td> <td>年 月 日 ()</td> </tr> </table>	<u>子会社の商号又は名称</u>			<u>本店、主たる営業所又は事務所の所在地</u>			<u>業務の内容</u>			<u>保有議決権数</u>	<u>変更前</u>	<u>個(総株主の議決権に対する割合 %)</u>	<u>変更後</u>	<u>個(総株主の議決権に対する割合 %)</u>	<u>子会社でなくなった理由</u>			<u>子会社でなくなった日</u>		年 月 日 ()
<u>商号又は名称</u>																																	
<u>主たる営業所又は事務所の所在地</u>																																	
<u>業務の内容</u>																																	
<u>保有議決権数</u>	<u>個(総株主の議決権に対する割合 %)</u>																																
<u>子会社でなくなった理由</u>																																	
<u>子会社でなくなった日</u>	年 月 日 ()																																
<u>子会社の商号又は名称</u>																																	
<u>本店、主たる営業所又は事務所の所在地</u>																																	
<u>業務の内容</u>																																	
<u>保有議決権数</u>	<u>変更前</u>	<u>個(総株主の議決権に対する割合 %)</u>																															
	<u>変更後</u>	<u>個(総株主の議決権に対する割合 %)</u>																															
<u>子会社でなくなった理由</u>																																	
<u>子会社でなくなった日</u>		年 月 日 ()																															

保険会社向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

現 行	改 正 後
<p>添付書類 その他参考となるべき事項を記載した書類</p>	<p>添付書類 その他参考となるべき事項を記載した書類</p>

保険会社向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

現 行	改 正 後								
<p>別紙様式 11</p> <p style="text-align: right;">文 書 番 号 年 月 日</p> <p>金融庁長官 殿</p> <p style="text-align: center;">保険持株会社名 代表者名 印</p> <p style="text-align: center;">定款（又は定款に準ずる定め）の変更届出書</p> <p>定款（又は定款に準ずる定め）を<u>変更</u>したので、<u>保険業法第 271 条の 32 第 2 項第 8 号及び保険業法施行規則第 210 条の 14 第 2 項第 1 号</u>の規定に基づき、下記のとおり<u>届け</u>出ます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">理 由</td> <td></td> </tr> <tr> <td>実 行 日</td> <td style="text-align: center;">年 月 日 ()</td> </tr> </table>	理 由		実 行 日	年 月 日 ()	<p>別紙様式 11</p> <p style="text-align: right;">文 書 番 号 年 月 日</p> <p>金融庁長官 殿</p> <p style="text-align: center;">保険持株会社名 代表者名 印</p> <p style="text-align: center;">定款（又は定款に準ずる定め）の変更届出書</p> <p>定款（又は定款に準ずる定め）を<u>変更</u>しましたので、<u>保険業法第 271 条の 32 第 2 項第 8 号及び保険業法施行規則第 210 条の 14 第 2 項第 1 号</u>の規定に基づき、下記のとおり<u>お届け</u>いたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">理 由</td> <td></td> </tr> <tr> <td>変 更 日</td> <td style="text-align: center;">年 月 日 ()</td> </tr> </table>	理 由		変 更 日	年 月 日 ()
理 由									
実 行 日	年 月 日 ()								
理 由									
変 更 日	年 月 日 ()								
<p>添付書類</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 別紙様式 11 の 2 2. 定款又はこれに準ずる書類（写） 3. その他参考となるべき事項を記載した書類 	<p>添付書類</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 別紙様式 11 の 2 2. 定款又はこれに準ずる書類（写） 3. その他参考となるべき事項を記載した書類 								

保険会社向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

現 行	改 正 後																												
<p>別紙様式 19</p> <p style="text-align: right;">文 書 番 号 年 月 日</p> <p>金融庁長官 殿</p> <p style="text-align: center;">保険持株会社名 代表者名 印</p> <p style="text-align: center;">子会社の商号等変更届出書</p> <p>子会社が商号又は名称を変更することについて、<u>保険業法第271条の32第2項第8号及び保険業法施行規則第210条の14第2項第6号</u>の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="2" style="width: 15%;">子会社の商号又は名称</td> <td style="width: 15%;">変 更 前</td> <td style="width: 70%;"></td> </tr> <tr> <td>変 更 後</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2"><u>子会社の本店若しくは主たる営業所若しくは事務所の所在地</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">変 更 の 理 由</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">変 更 予 定 日</td> <td style="text-align: center;">年 月 日 ()</td> </tr> </table> <p>添付書類 その他参考となるべき事項を記載した書類</p>	子会社の商号又は名称	変 更 前		変 更 後		<u>子会社の本店若しくは主たる営業所若しくは事務所の所在地</u>			変 更 の 理 由			変 更 予 定 日		年 月 日 ()	<p>別紙様式 19</p> <p style="text-align: right;">文 書 番 号 年 月 日</p> <p>金融庁長官 殿</p> <p style="text-align: center;">保険持株会社名 代表者名 印</p> <p style="text-align: center;">子会社の商号等変更届出書</p> <p>子会社が商号等を変更することについて、<u>保険業法第271条の32第2項第8号及び保険業法施行規則第210条の14第2項第6号</u>の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="2" style="width: 15%;">子会社の商号又は名称</td> <td style="width: 15%;">変 更 前</td> <td style="width: 70%;"></td> </tr> <tr> <td>変 更 後</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2"><u>本店、主たる営業所又は事務所の所在地</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">変 更 の 理 由</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">変 更 予 定 日</td> <td style="text-align: center;">年 月 日 ()</td> </tr> </table> <p>添付書類 その他参考となるべき事項を記載した書類</p>	子会社の商号又は名称	変 更 前		変 更 後		<u>本店、主たる営業所又は事務所の所在地</u>			変 更 の 理 由			変 更 予 定 日		年 月 日 ()
子会社の商号又は名称		変 更 前																											
	変 更 後																												
<u>子会社の本店若しくは主たる営業所若しくは事務所の所在地</u>																													
変 更 の 理 由																													
変 更 予 定 日		年 月 日 ()																											
子会社の商号又は名称	変 更 前																												
	変 更 後																												
<u>本店、主たる営業所又は事務所の所在地</u>																													
変 更 の 理 由																													
変 更 予 定 日		年 月 日 ()																											

保険会社向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

現 行	改 正 後																												
<p>別紙様式 20</p> <p style="text-align: right;">文 書 番 号 年 月 日</p> <p>金融庁長官 殿</p> <p style="text-align: right;">保険持株会社名 代表者名 印</p> <p>子会社の本店若しくは主たる営業所若しくは事務所の所在地変更届出書</p> <p>子会社の本店若しくは主たる営業所若しくは事務所の所在地を変更することについて、保険業法第 271 条の 32 第 2 項第 8 号及び保険業法施行規則第 210 条の 14 第 2 項第 6 号の規定に基づき、下記のとおり<u>届け出</u>ます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td colspan="2">子会社の商号又は名称</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">子会社の本店若しくは主たる営業所若しくは事務所の所在地</td> <td>変更前</td> <td></td> </tr> <tr> <td>変更後</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">変 更 の 理 由</td> <td></td> </tr> <tr> <td>変 更 予 定 日</td> <td colspan="2">年 月 日 ()</td> </tr> </table> <p>添付書類 その他参考となるべき事項を記載した書類</p>	子会社の商号又は名称			子会社の本店若しくは主たる営業所若しくは事務所の所在地	変更前		変更後		変 更 の 理 由			変 更 予 定 日	年 月 日 ()		<p>別紙様式 20</p> <p style="text-align: right;">文 書 番 号 年 月 日</p> <p>金融庁長官 殿</p> <p style="text-align: right;">保険持株会社名 代表者名 印</p> <p>子会社の本店、<u>主たる営業所又は事務所</u>の所在地変更届出書</p> <p>子会社の本店、<u>主たる営業所又は事務所</u>の所在地を変更することについて、保険業法第 271 条の 32 第 2 項第 8 号及び保険業法施行規則第 210 条の 14 第 2 項第 6 号の規定に基づき、下記のとおり<u>お届け</u>いたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td colspan="2">子会社の商号又は名称</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">本店、主たる営業所又は事務所の所在地</td> <td>変更前</td> <td></td> </tr> <tr> <td>変更後</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">変 更 の 理 由</td> <td></td> </tr> <tr> <td>変 更 予 定 日</td> <td colspan="2">年 月 日 ()</td> </tr> </table> <p>添付書類 その他参考となるべき事項を記載した書類</p>	子会社の商号又は名称			本店、主たる営業所又は事務所の所在地	変更前		変更後		変 更 の 理 由			変 更 予 定 日	年 月 日 ()	
子会社の商号又は名称																													
子会社の本店若しくは主たる営業所若しくは事務所の所在地	変更前																												
	変更後																												
変 更 の 理 由																													
変 更 予 定 日	年 月 日 ()																												
子会社の商号又は名称																													
本店、主たる営業所又は事務所の所在地	変更前																												
	変更後																												
変 更 の 理 由																													
変 更 予 定 日	年 月 日 ()																												

保険会社向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

現 行	改 正 後								
<p>別紙様式 21</p> <p style="text-align: right;">文 書 番 号 年 月 日</p> <p>金融庁長官 殿</p> <p style="text-align: center;">保険持株会社名 代表者名</p> <p style="text-align: right;">印</p> <p style="text-align: center;">子会社の合併届出書</p> <p>子会社が合併することについて、保険業法第 271 条の 32 第 2 項第 8 号及び保険業法施行規則第 210 条の 14 第 2 項第 6 号の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。</p> <p style="text-align: center;">記</p>	<p>別紙様式 21</p> <p style="text-align: right;">文 書 番 号 年 月 日</p> <p>金融庁長官 殿</p> <p style="text-align: center;">保険持株会社名 代表者名</p> <p style="text-align: right;">印</p> <p style="text-align: center;">子会社の合併届出書</p> <p>子会社が合併することについて、保険業法第 271 条の 32 第 2 項第 8 号及び保険業法施行規則第 210 条の 14 第 2 項第 6 号の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p>								
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td data-bbox="163 837 524 1369"> <p>新会社の概要</p> <p>(1) 商号又は名称</p> <p>(2) 資本金の額</p> <p>(3) 役員の役職名及び氏名</p> <p>(4) 会計参与設置会社にあつては会計参与の氏名又は名称</p> <p>(5) <u>本店若しくは主たる営業所若しくは事務所の所在地</u></p> <p>(6) 業務の内容</p> <p>(7) 役員及び使用人の数</p> <p>(8) 主要株主等の構成</p> </td> <td data-bbox="524 837 1111 1369"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="163 1369 524 1471"> <p>旧会社の概要</p> <p>・・・</p> </td> <td data-bbox="524 1369 1111 1471"></td> </tr> </table>	<p>新会社の概要</p> <p>(1) 商号又は名称</p> <p>(2) 資本金の額</p> <p>(3) 役員の役職名及び氏名</p> <p>(4) 会計参与設置会社にあつては会計参与の氏名又は名称</p> <p>(5) <u>本店若しくは主たる営業所若しくは事務所の所在地</u></p> <p>(6) 業務の内容</p> <p>(7) 役員及び使用人の数</p> <p>(8) 主要株主等の構成</p>		<p>旧会社の概要</p> <p>・・・</p>		<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td data-bbox="1158 837 1518 1369"> <p>新 会 社 の 概 要</p> <p>(1) 商号又は名称</p> <p>(2) 資本金の額</p> <p>(3) 役員の役職名及び氏名</p> <p>(4) 会計参与設置会社にあつては会計参与の氏名又は名称</p> <p>(5) <u>本店、主たる営業所又は事務所の所在地</u></p> <p>(6) 業務の内容</p> <p>(7) 役員及び使用人の数</p> <p>(8) 主要株主等の構成</p> </td> <td data-bbox="1518 837 2103 1369"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1158 1369 1518 1471"> <p>旧会社の概要</p> <p>・・・</p> </td> <td data-bbox="1518 1369 2103 1471"></td> </tr> </table>	<p>新 会 社 の 概 要</p> <p>(1) 商号又は名称</p> <p>(2) 資本金の額</p> <p>(3) 役員の役職名及び氏名</p> <p>(4) 会計参与設置会社にあつては会計参与の氏名又は名称</p> <p>(5) <u>本店、主たる営業所又は事務所の所在地</u></p> <p>(6) 業務の内容</p> <p>(7) 役員及び使用人の数</p> <p>(8) 主要株主等の構成</p>		<p>旧会社の概要</p> <p>・・・</p>	
<p>新会社の概要</p> <p>(1) 商号又は名称</p> <p>(2) 資本金の額</p> <p>(3) 役員の役職名及び氏名</p> <p>(4) 会計参与設置会社にあつては会計参与の氏名又は名称</p> <p>(5) <u>本店若しくは主たる営業所若しくは事務所の所在地</u></p> <p>(6) 業務の内容</p> <p>(7) 役員及び使用人の数</p> <p>(8) 主要株主等の構成</p>									
<p>旧会社の概要</p> <p>・・・</p>									
<p>新 会 社 の 概 要</p> <p>(1) 商号又は名称</p> <p>(2) 資本金の額</p> <p>(3) 役員の役職名及び氏名</p> <p>(4) 会計参与設置会社にあつては会計参与の氏名又は名称</p> <p>(5) <u>本店、主たる営業所又は事務所の所在地</u></p> <p>(6) 業務の内容</p> <p>(7) 役員及び使用人の数</p> <p>(8) 主要株主等の構成</p>									
<p>旧会社の概要</p> <p>・・・</p>									

保険会社向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

現 行							改 正 後						
合 併 の 形 態							合 併 の 形 態						
(新設)		(新設)					合 併 の 理 由						
(新設)		(新設)					合 併 の 期 日		年 月 日 ()				
業 績 予 想 (単位：百万円)							業 績 予 想 (単位：百万円)						
	区 分	前々期 実績	前期 実績	当期 見込み	翌期 予想	翌々期 予想		区 分	前々期 実績	前期 実績	当期 見込み	翌期 予想	翌々期 予想
	・・・ 営業収益 営業費用 営業損益 ・・・ 経常損益 ・・・ 当期損益 ・・・							・・・ 営業収益 営業費用 営業損益 ・・・ 経常損益 ・・・ 当期損益 ・・・					
合 併 の 理 由							(削除)		(削除)				
合 併 の 期 日		年 月 日 ()					(削除)		(削除)				
添付書類 その他参考となるべき事項を記載した書類							添付書類 その他参考となるべき事項を記載した書類						

保険会社向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

現 行	改 正 後																													
<p>別紙様式 22</p> <p style="text-align: right;">文 書 番 号 年 月 日</p> <p>金融庁長官 殿</p> <p style="text-align: right;">保険持株会社名 代表者名 印</p> <p style="text-align: center;">子会社の解散（又は業務の<u>全部廃止</u>）届出書</p> <p>子会社が解散（又は業務の全部を廃止）することについて、保険業法第 271 条の 32 第 2 項第 8 号及び保険業法施行規則第 210 条の 14 第 2 項第 6 号の規定に基づき、下記のとおり<u>届け出</u>ます。</p> <p style="text-align: center;">記</p>	<p>別紙様式 22</p> <p style="text-align: right;">文 書 番 号 年 月 日</p> <p>金融庁長官 殿</p> <p style="text-align: right;">保険持株会社名 代表者名 印</p> <p style="text-align: center;">子会社の解散（又は業務の<u>全部の廃止</u>）届出書</p> <p>子会社が解散（又は業務の全部を廃止）することについて、保険業法第 271 条の 32 第 2 項第 8 号及び保険業法施行規則第 210 条の 14 第 2 項第 6 号の規定に基づき、下記のとおり<u>お届け</u>いたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p>																													
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="7" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright; font-size: small;"> 解 散（又は業務の全部を廃止） する子会社の概要 </td> <td style="width: 30%; padding: 5px;">商 号 又 は 名 称</td> <td style="width: 70%;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">資 本 金 の 額</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">役員の役職名及び氏名</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">会計参与設置会社にあつては会計参与の氏名又は名称</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">本店若しくは主たる営業所若しくは事務所の所在地</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">業 務 の 内 容</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">役員及び使用人の数</td> <td></td> </tr> </table>	解 散（又は業務の全部を廃止） する子会社の概要	商 号 又 は 名 称		資 本 金 の 額		役員の役職名及び氏名		会計参与設置会社にあつては会計参与の氏名又は名称		本店若しくは主たる営業所若しくは事務所の所在地		業 務 の 内 容		役員及び使用人の数		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; padding: 5px;">解散（又は業務の全部を廃止）する子会社の商号又は名称</td> <td style="width: 70%;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">資 本 金 の 額</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">役員の役職名及び氏名</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">会計参与設置会社にあつては会計参与の氏名又は名称</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">本店、主たる営業所又は事務所____の所在地</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">業 務 の 内 容</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">役員及び使用人の数</td> <td></td> </tr> </table>	解散（又は業務の全部を廃止）する子会社の商号又は名称		資 本 金 の 額		役員の役職名及び氏名		会計参与設置会社にあつては会計参与の氏名又は名称		本店、主たる営業所又は事務所____の所在地		業 務 の 内 容		役員及び使用人の数	
解 散（又は業務の全部を廃止） する子会社の概要		商 号 又 は 名 称																												
		資 本 金 の 額																												
		役員の役職名及び氏名																												
		会計参与設置会社にあつては会計参与の氏名又は名称																												
		本店若しくは主たる営業所若しくは事務所の所在地																												
		業 務 の 内 容																												
	役員及び使用人の数																													
解散（又は業務の全部を廃止）する子会社の商号又は名称																														
資 本 金 の 額																														
役員の役職名及び氏名																														
会計参与設置会社にあつては会計参与の氏名又は名称																														
本店、主たる営業所又は事務所____の所在地																														
業 務 の 内 容																														
役員及び使用人の数																														

保険会社向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

現 行		改 正 後	
主要株主等の構成		主要株主等の構成	
解散（又は業務の全部を廃止）する理由		解散（又は業務の全部を廃止）する理由	
解散（又は <u>業務全部廃止</u> ）予定日	年 月 日（ ）	解散（又は <u>業務の全部の廃止</u> ）予定日	年 月 日（ ）
添付書類 その他参考となるべき事項を記載した書類		添付書類 その他参考となるべき事項を記載した書類	

保険会社向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

現 行	改 正 後
<p>(3) 仲立人関係（別紙様式 1～37）</p> <p>（別紙様式第 3 号）</p> <p style="text-align: right;">（日本工業規格 A 4）</p> <p style="text-align: right;">号</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">殿</p> <p style="text-align: center;">財務(支)局長</p> <p style="text-align: right;">印</p> <p style="text-align: center;">登録の拒否について</p> <p>年 月 日付で申請のあった登録の申請については、下記理由により拒否したので、通知します。</p> <p>なお、この処分について不服があるときには、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に金融庁長官に対して行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）に基づく審査請求をすることができます。</p> <p>また、この処分について訴訟により取消しを求めるときには、この処分があったことを知った日から 6 ヶ月以内に国を被告として行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）に基づく処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>拒 否 理 由：</p>	<p>(3) 仲立人関係（別紙様式 1～37）</p> <p>（別紙様式第 3 号）</p> <p style="text-align: right;">（削除）</p> <p style="text-align: right;">号</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">殿</p> <p style="text-align: center;">財務(支)局長</p> <p style="text-align: right;">印</p> <p style="text-align: center;">登録の拒否について</p> <p>年 月 日付で申請のあった登録の申請については、下記理由により拒否したので、通知します。</p> <p>なお、この処分について不服があるときには、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 ヶ月以内に金融庁長官に対して行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）に基づく審査請求をすることができます。</p> <p>また、この処分について訴訟により取消しを求めるときには、この処分があったことを知った日から 6 ヶ月以内に国を被告として行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）に基づく処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>拒 否 理 由：</p>

保険会社向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

現 行	改 正 後
<p style="text-align: center;">(Ⅲ-1-3-2 (1) 別紙ひな型)</p> <p style="text-align: right;">金 監 第 号 平成 年 月 日</p> <p>生命（損害）保険 会社 取締役社長 殿</p> <p style="text-align: center;">金融庁長官 ○○ ○○</p> <p style="text-align: center;">検査結果の通知事項に対する改善状況等の報告について</p> <p>平成 年 月 日を基準として、(○○○○等について) 貴社を検査した結果を平成 年 月 日付金検第 号で通知したところであるが、通知した事項について、その事実認識、発生原因分析、改善・対応策について、<u>保険業法第128条第1項</u>に基づき報告を求め、平成 年 月 日 () までに報告されたい。</p> <p>なお、この処分について不服があるときには、処分があったことを知った日の翌日から起算して<u>60日以内</u>に金融庁長官に対して<u>行政不服審査法(昭和37年法律第160号)</u>に基づく異議申立てをすることができる。</p> <p>また、この処分について訴訟により取消しを求めるときには、この処分があったことを知った日から<u>6ヶ月以内</u>に国を被告として行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)に基づく処分の取消しの訴えを提起することができる。</p>	<p style="text-align: center;">(Ⅲ-1-3-1(1)別紙ひな型)</p> <p style="text-align: right;">金 監 第 号 平成 年 月 日</p> <p>生命（損害）保険 会社 取締役社長 殿</p> <p style="text-align: center;">金融庁長官 ○○ ○○</p> <p style="text-align: center;">検査結果の通知事項に対する改善状況等の報告について</p> <p>平成 年 月 日を<u>検査実施日</u>として、(○○○○等について) 貴社を検査した結果を平成 年 月 日付金検第 号で通知したところであるが、通知した事項について、その事実認識、発生原因分析、改善・対応策について、<u>保険業法第128条第1項</u>に基づき報告を求め、平成 年 月 日 () までに報告されたい。</p> <p>なお、この処分について不服があるときには、処分があったことを知った日の翌日から起算して<u>3ヶ月以内</u>に金融庁長官に対して<u>行政不服審査法(平成26年法律第68号)</u>に基づく<u>審査請求</u>をすることができる。</p> <p>また、この処分について訴訟により取消しを求めるときには、この処分があったことを知った日から<u>6ヶ月以内</u>に国を被告として行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)に基づく処分の取消しの訴えを提起することができる。</p>